



各都道府県知事  
各地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省医政局長

### 医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条にサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設され、適合高齢者専用賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅の登録制度が廃止されたこと等を踏まえ、通知の別表の一部を改正し、改正法が施行される平成23年10月20日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方願います。

### 記

#### 第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

#### 第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあつては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

また、既に適合高齢者専用賃貸住宅を設置している医療法人においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令附則第3条に規定する経過措置の終わる平成24年3月31日までに定款等の変更及び、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム（老人福祉法に規定するもの。）への変更の届出が必要であること。

(別添)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) <u>第6号</u> 保健衛生に関する業務 ①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等</u>に関する省令(平成23年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている改正省令による改正前の<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号</u>に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置</p> <p>⑭ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成23年法律第32号。)</u>第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。</p> <p>※1 <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号。以下「改正法」という。)</u>の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、</p>	<p>(別表) <u>第6号</u> 保健衛生に関する業務 ①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号</u>に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置</p> <p>⑭ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)第3条第6号</u>に規定する高齢者専用賃貸住宅(以下「<u>高齢者専用賃貸住宅</u>」という。)の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。 (1)居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス (2)居住者の安否を定期的に確認するサービス (3)居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス</p>

医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への

通報等の緊急時対応サービス

※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律 (平成21年法律第38号。以下「改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、その要件を継続して満たし、上記(1)から(3)までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているもの限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。

※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。

⑮ ～⑳ (略)

※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律 (平成21年法律第38号。以下「改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、上記(1)から(3)までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているもの限り、なお医療法人が設置することができるものとすること。

⑮ ～⑳ (略)